

日永浄化センターほか47施設包括的民間委託の概要について

(1) 目的

日永浄化センターの運転管理業務等、下水道施設等の維持管理業務について、従来と同様の仕様書発注方式による雨水排水施設等の維持管理業務に加え、国土交通省が示すガイドラインに基づく電力や薬品・燃料等の調達、小規模修繕等を含めた性能発注方式による包括的民間委託を汚水処理施設等の維持管理業務に導入します。

導入効果として、維持管理における民間の創意工夫及びノウハウの活用による施設管理の効率化とサービスの向上を図ることを目的とします。

(2) 対象施設

維持管理の対象施設を以下表に示す。

表 1 対象施設

浄化センター 【性能発注】	1 施設	日永浄化センター第2系統(汚泥処理のみ)・第3系統・第4系統
中継ポンプ場 【仕様書発注】	4 施設	橋北ポンプ場、納屋ポンプ場、阿瀬知ポンプ場、常磐ポンプ場
小規模中継ポンプ場 【性能発注】	10 施設	智積汚水中継ポンプ場、高砂ポンプ場(汚水)、中央ポンプ場、 泊汚水中継ポンプ場、采女汚水中継ポンプ場、南部第1中継ポンプ場、 南部第2中継ポンプ場、海山道汚水中継ポンプ場、 波木中継ポンプ場、磯津中継ポンプ場
雨水ポンプ場 【仕様書発注】	1 施設	朝日町ポンプ場、高砂ポンプ場(雨水)
地下ポンプ場 【仕様書発注】	20 施設	富田浜元地下ポンプ場、富田浜元第2地下ポンプ場、富田浜地下ポンプ場、 富田浜第2地下ポンプ場、茂福北村地下ポンプ場、三滝通り第1地下ポンプ場、 三滝通り第2地下ポンプ場、本町地下ポンプ場、浜田地下ポンプ場、 八剣地下ポンプ場、新正地下ポンプ場、大井の川地下ポンプ場、 塩浜地下道地下ポンプ場、磯津第3地下ポンプ場、磯津第6地下ポンプ場、 小倉新田地下ポンプ場、吉崎地下ポンプ場、富田浜元町28区画地下ポンプ場 安島地下ポンプ場、納屋運河地下ポンプ場
合流改善用滞水池 【仕様書発注】	3 施設	橋北滞水池、納屋滞水池、阿瀬知・常磐貯留管排水施設
その他 【仕様書発注】	9 施設	諏訪公園雨水調整池、中央通り貯留管排水施設、富田二丁目雨水調整池、 富田四丁目雨水調整池、別名六丁目雨水調整池、日永西一丁目雨水調整池、 阿瀬知雨水1号幹線排水施設、水と緑のせせらぎ広場、 浜田通り貯留管排水施設

※高砂ポンプ場は(汚水)(雨水)を合わせて1施設としている

(3) 業務期間

契約の日から令和14年3月31日まで

- ・契約の日から令和9年3月31日までを業務引継ぎ期間とします。
- ・維持管理業務の履行期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5か年

(4) 業務の内容

包括的民間委託に含む業務は以下のとおりです。

表 2 業務内容

項目	内容	備考
運転管理業務 (保守点検業務を含む)	性能発注：処理水質や設備の状態等の運転管理要求水準を満たせば施設の運転及び保全方式の詳細は受託者の自由裁量とする方式。 発注者は、業務の監視と業務実績や遂行能力の評価を行う。	浄化センター 小規模中継ポンプ場
	仕様発注：業務の内容、手順、納入する成果物の仕様、数量、機能、納期、納入場所、実施条件など業務に関する仕様を定める発注方式。 発注者は、指導、監督を行い、受託者は、その判断・指示のもとに業務を行う。	中継ポンプ場 雨水ポンプ場 地下ポンプ場 合流改善用滞水池 その他施設
ユーティリティ 調達業務	電気、電話、水道、薬品、燃料等	高圧電力の調達は除く
小規模修繕業務	200万円未満の修繕業務	
水と緑のせせらぎ 広場維持管理業務	清掃、点検、除草・樹木剪定	
法定管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・水質分析業務 ・自家用電気工作物の保安管理業務 ・消防用設備点検業務 ・地下重油タンク点検業務 ・ダイオキシン類等測定業務 ・天井クレーン点検業務 	自家用電気工作物の保安管理業務委託について、受託者はみなし設置者として届出が必要となる。
その他業務	<ul style="list-style-type: none"> ・全室素・全りん計保守点検業務 ・地下ポンプ場設備点検業務 ・蓄電池設備定期点検業務 ・投込式水位計点検業務 ・監視制御設備修繕業務 ・地下ポンプ場仮設発電機設置業務 	